

1 1 月定例教育委員会

新旧対照表

(令和7年11月21日)

議案

- 第14号 丹波篠山市立特別支援学校の設置に関する条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて (教育総務課)・・・1頁
- 第15号 丹波篠山市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて (教育総務課)・・・2頁
- 第17号 丹波篠山市立学校給食センター設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について (学校給食センター)・・・3頁
- 第19号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を市長に提案することについて (保育教育課)・・・4頁

丹波篠山市立特別支援学校の設置に関する条例新旧対照表

現行		改正案	
別表		別表	
名称	位置	名称	位置
丹波篠山市立篠山養護学校	丹波篠山市沢田120番地の1	丹波篠山市立ささやま支援学校	丹波篠山市沢田120番地の1

丹波篠山市特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現行		改正案	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
(略)	(略)	(略)	(略)
保育園・学校関係 の非常勤の特別 職	<p>年額 基礎額 200,000円(幼稚園に あつては100,000円、認定こど も園にあつては173,000円) 園児、児童、生徒1人につき 300 円(特別支援学校にあつては、500 円)</p>	<p>学校医・学 校歯科医</p>	<p>年額 基礎額 200,000円(幼稚園に あつては100,000円、認定こど も園にあつては173,000円) 園児、児童、生徒1人につき 300 円(特別支援学校にあつては、500 円)</p>
保育園嘱託 医・保育園 嘱託歯科医	<p>年額 基礎額 73,000円 園児1人につき 300円</p>	保育園嘱託 医・保育園 嘱託歯科医	<p>年額 基礎額 73,000円 園児1人につき 300円</p>
学校薬剤師	<p>年額 基礎額 31,000円 園児、児童、生徒1人につき 300 円</p>	学校薬剤師	<p>年額 学校1校につき 74,000円 幼稚園1園につき 37,000円 認定こども園1園につき 64,000 0円</p>
幼稚園長 幼稚園教頭	<p>月額 16,000円 " 8,000円</p>	幼稚園長 幼稚園教頭	<p>月額 16,000円 " 8,000円</p>
(略)	(略)	(略)	(略)

丹波篠山市立学校給食センター設置条例施行規則新旧対照表

現行	改正案
<p><u>(運営委員の構成)</u> 第6条 <u>運営委員の構成は、次のとおりとする。</u> (1) (略) (2) <u>PTA代表</u> (3)～(5) (略)</p>	<p><u>(運営委員)</u> 第6条 <u>運営委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。</u> (1) (略) (2) <u>小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の保護者</u> (3)～(5) (略)</p>

丹波篠山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正案
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもに心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（<u>幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号</u>）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもに心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

丹波篠山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正案
<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u> (利用乳幼児及び職員の健康診断) 第17条（略）</p>	<p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、<u>法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</u> (利用乳幼児及び職員の健康診断) 第17条（略）</p>

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならぬ。

3・4 (略)
(職員)

第23条 (略)

2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同年以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であつて、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならぬ。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

3・4 (略)
(職員)

第23条 (略)

2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（法第18条の2第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域にある家庭的保育事業を行う場所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29

に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)・(2) (略)

3 (略)

(職員)

第29条 小規模保育事業所A型には、保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士（認定地方公共団体の区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。）その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

(1)・(2) (略)

3 (略)

(職員)

第29条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所A型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所A型にあつては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所（以下「小規模保育事業所B型」という。）には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」という。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模保育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあつては、調理員を置かないことができる。

育事業所B型又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模保育事業所B型にあっては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士(認定地方公共団体の区域内にある保育所型事業所内保育事業所A型にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士(認定地方公共団体の区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあっては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。)その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置か

2・3 (略)

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する保育所型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する保育所型事業所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。

2・3 (略)

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 事業所内保育事業(利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。)を行う事業所(以下この条において「小規模型事業所内保育事業所」という。)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」という。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業

<p>所内保育事業所にあっては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>なければならぬ。ただし、調理業務の全部を委託する小規模型事業所内保育事業所又は第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入する小規模型事業所内保育事業所にあつては、調理員を置かないことができる。</p> <p>2・3 (略)</p>
--	---

丹波篠山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表 (第3条関係)

現行	改正案
<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したもの(放課後児童支援員の業務に従事することとなつた日から起算して2年を経過する日までに当該研修を修了することを予定している者を含む。)でなければならぬ。</p> <p>(1) 保育士の資格を有する者</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市の長が行う研修を修了したもの(放課後児童支援員の業務に従事することとなつた日から起算して2年を経過する日までに当該研修を修了することを予定している者を含む。)でなければならぬ。</p> <p>(1) 保育士(法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体の区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士又は当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に</p>

規定する地域限定保育士の資格を有する者

(2)～(10) (略)

4・5 (略)

(虐待等の禁止)

第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(2)～(10) (略)

4・5 (略)

(虐待等の禁止)

第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

